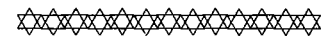


「昇進の基準」提案を2/23朝本 昇格昇格差別制度許すな



東日本及び貨物会社当局は、二月二十三日、二十四日、あいついで、昇進（昇職・昇格）の基準について提案をおこなってきた。その内容は、一ことで言って、昇職・昇格をたてにあって、露骨な差別を職場にもちこみ、有無を言わせぬ労務支配を敷こうとするものである。会社に、奴隷のごとく忠誠を誓わなければ、昇職も昇格もできない、というのが今回提案されたシステムなのである。これによって、労働組合の団結を切り崩し、労働組合を破壊しようとするものである。今号では、東日本会社の「昇進の基準について」の提案の極めて反動的な性格を明らかにするものである。

昇職・昇格の全てに試験制度、 当局の自由な裁量を導入

この提案の最大の問題点は、昇職・昇格の全てに試験制度（筆記及び面接）がもちこまれ、さらにあわせて「社員としての自覚、勤労意欲、執務態度、知識、技能、適格性、協調性」などの判断によっておこなうというのである。つまり、試験に合格するか否か（昇職・昇格できるか否か）は、会社当局の得手勝手な判断、自由な裁量でどうにでもなるということなのである。

「社員としての自覚、執務態度、適格性、協調性……」等々の判断基準がいったい何を示すかは、言うまでもなく、この間の経緯を見れば一目瞭然である。あの悪名高き「職員管理調査」で、十万人首切りの選別のためにあげられた項目と全く同じである。このようなり方によって百名以上の仲間が自殺におこまれたのだ。これがそっくりそのまま、JR就業規則にうけつがれ、この間の組合潰しを最優先させる強権的労務支配で、カーテンやアゴヒモ、点呼等々で労働者のプライドまでおし潰そうとするやり方となり、今回の「昇進の基準」となったのである。昇職・昇格という、生活設計や、将来への希望に関わる問題を人質にとって、恐怖政治で労働者を支配するようなり方を断じて許す訳にはいかない。

合格しても処分を
受ければ取り消す

処分を受けた者は
試験も受けさせない

さらに加えて、「前年度から受験日までの間に、懲戒処分（訓告を含む）」

及び不参欠勤のあった者は、昇進試験を受験することができない」「昇進発令日までの間に、懲戒処分（訓告を含む）及び不参欠勤があった者については、原則として合格をとり消す」との項目まであるのだ。

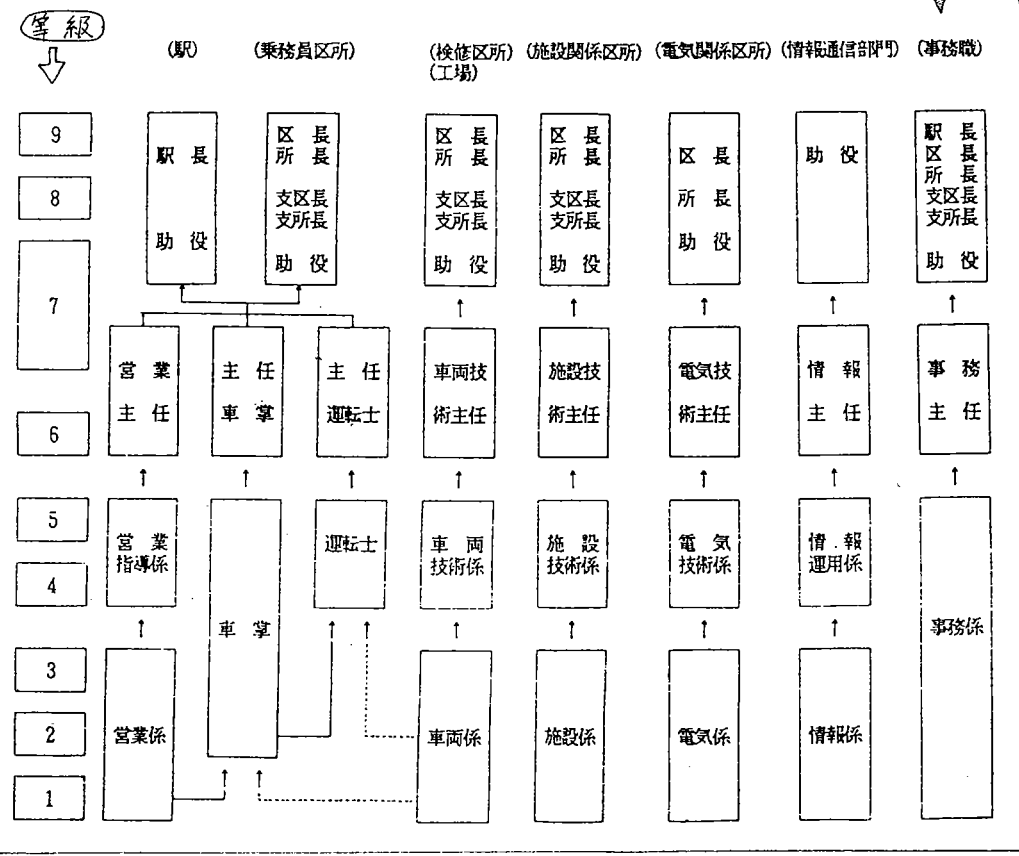
この「昇進の基準」によれば、運転士や車両技術係になるためには最低三回、主任運転士や車両技術主任になるまでは最低六回は試験を受けなければならぬ。そして、その試験の前一年半以上（試験は秋とされているので）と、試験に合格した後も合格から発令までの間は、処分されれば試験も受けられず、又は合格しても取り消しになるというのだ。つまり、JRの社員である間中、例えばそれが労働処分である

うと事故等によるものであると、処分昇職・昇格なし、という状況がつきまとうのである。まさに二重三重の恐怖政治ではないか、労働者を全て、現在の鉄道労連組合員のように、常にビクビク当局の顔色ばかりうかがっているような存在にしようとしているのだ。しかもこれは、極めて凶暴な団結破壊・組合潰しの攻撃である。

われわれは、このような徹底した差別に基づく職場支配を断じて認めることはできない。このようなことを認めたら、団結も、仲間おしの人間関係もズタズタにされ、労働者の心の中までもポロポロになるまですり減らされてしまおう。差別を許さず、断固として闘おう。

差別昇進制度を許すな

標準的な昇進経路



3/8 年八回定期委員会 労働者福祉センター 13時より

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ!

日刊
動労千葉

1988.3.1
No2768

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二五三五・六（公衆）〇四七二（22）七二〇七